

死 亡 届

令和 年 月 日 届出

在ブリスベン日本国 大使館
総領事 殿

受 理	令 和	年	月	日
第				号
通 知 (送 付)	令 和	年	月	日
第				号
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票
住 民 票	通 知			

公館印

(1)	(フリガナ)	ヤスタ ケイタロウ
(2)	氏 名	氏 名 ☒ 男 ☐ 女 安田 啓太郎
(3)	生 年 月 日	昭和 4 年 8 月 30 日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) ☐ 午前 ☐ 午後 時 分
(4)	死 亡 した とき	令和 元 年 5 月 10 日 ☒ 午前 ☐ 午後 8 時 30 分
(5)	死 亡 した ところ	オーストラリア連邦クイーンズランド州ゴールドコースト市 番地 番号 サウスポート ネラング通り
(6)	住 所	オーストラリア連邦クイーンズランド州ゴールドコースト市 アッシュモア パーク通り3
(7)	本 籍	東京都千代田区平河町一丁目14 番地 番号 筆頭者の氏名 安田 啓太郎
(8)	死 亡 した 人 の 夫 また は 妻	☒ いる (満 85 歳) ☐ いない (☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離別)
(10)	死 亡 した とき の 世 帯 の お も な 仕 事 と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☒ 6. 仕事をしている者のいない世帯
(11)	死 亡 した 人 の 職 業 ・ 産 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください) 職業 産業

記入の注意

届書はすべて日本語で書いてください。
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
死亡したことを知った日からかぞえて3か月以内に出してください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「死亡したところ」は「死亡したとき」とともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。
なお、次の地域については、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
病院名を書く必要はありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

☐には、あてはまるものに☒のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

死亡証明書及び同和訳文、死亡時刻証明及び同和訳文を添付する。

届書及び死亡を証する書面(外国官公署の発行する死亡登録証明書又は医師が作成した死亡証明書)は、それぞれ原本1通と写し1通出してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした和訳文を添付してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録(厚生労働省所管)、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくレセプト情報・特定健診等情報データベース(厚生労働省所管)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく所要の感染症対策(厚生労働省所管)、予防接種法に基づく予防接種等関連情報データベース(厚生労働省所管)にも利用されます。

届出人の署名は、はっきりと読めるように本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

事件簿番号

※印は押印、右手親指の拇印またはサインをしてください。

(届出人の連絡先及び電話番号

04XX-XXX-XXX

XXXX@XXX.com

)